市町村早税

令和 年寄附分 道府県民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書 道府県民税													
令和 年 新潟県	月 日 具新発田市長			東	 陸理番号								
79 15vg 2	T	ν×			フリガナ								
住所					氏 名								
				佢	固人番号								
電話番号				<u>#</u>	上年 月日			白	Ē	J	1		日
「個人番号」欄には、あなたの個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する 法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。 あなたが支出した地方団体に対する寄附金について、地方税法附則第7条第1項(第8項)の規定による寄附金													
税額控除に係る を記載してくだ	申告の特例(以												
**	に記載した内容 届出書を提出し		.,.,.	申告特例対	対象年の翌	年の	1月1	.0日	までに	-、申	告特值	列申言	青事
ずれか あって 寄附金	の特例の適用を に該当する場合 は、同号に係る 税額控除の適用 民税・道府県	合には、申告なる るものに限る。 目を受けるたる	特例対象年 ,) につレ めには、当	Fに支出した ハて申告の特 当該寄附金科	こ全ての寄 寺例の適用	ド附金 月は受り	(同 ¹ けらね	頁第 れな	4 号に くなり	<u>に該当</u>) ます	する。そ	場合! の場合	こ 合に
1. 当団体に対する寄附に関する事項													
寄附年月日 寄附金額													
	年	月	日										円
2. 申告の特例の適用に関する事項 申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。													
① 地方税法	附則第7条第	51項(第85	項)に規定	定する申告	特例対象	急寄附	者で	ある	,				
(注) 地方税法附則第7条第1項(第8項)に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。													
	団体に対する寄附 シ提出する義務が												
(2) 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出(当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。)を要しない者													
② 地方税法	附則第7条第	<u> </u>	項)に規范	定する要件	 に該当す	 つる者	であ	る					
1月1	税法附則第7条 日から12月31日 れる者をいいま	の間に申告の											

市町村民税 道府県民税 令和 年寄附分 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書 受付日付印 住 所 殿 氏 名

(切り取らないでください。)

整理番号:

受付団体名 新潟県新発田市